

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職を受け付ける時の事務費用	無し。
求人・求職の申し込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の50% 手数料負担者は求人者とします。
※ 紹介後就職した者が1ヶ月未満で本人の都合により退職した場合は、支払われた紹介手数料の50%を返金、2ヶ月から3ヶ月未満で本人の都合により退職した場合は、支払われた紹介手数料の25%を返金。	